

## 第18回

# 白鷗大学学生法律討論会



日時：2024年7月3日(水) 14:50~17:20

場所：白鷗大学本キャンパス白鷗国際ホール

出題：水野 紀子 教授 (本学教員)

審査：水野 紀子 教授

司会：白石 智則 (本学教員)

主催：白鷗大学法学部・白鷗大学法政策研究所

### 【企画内容】

各参加団体 (川上ゼミ A、川上ゼミ B、白石ゼミ、益井ゼミ A、益井ゼミ B、茂木ゼミ) の代表者が、事前に発表された民法の事例問題につき、壇上で論旨を発表し、その論旨の内容について他の参加団体および一般参加者との間で質疑応答を行います。そして、立論と質疑応答の内容をもとに審査員が審査し、**優勝団体等には豪華賞品を贈呈します。**

### 【見学】

**誰でも自由に見学することができます。**当日は会場まで気軽に足を運んでください。なお、討論会では、**会場にいるだれもが参加団体に質問することができます、優秀な質問者(3名)にも豪華賞品が贈呈されます。**

### 【問題】

A男とB女は、昭和40年2月28日に婚姻し、Bは同年9月30日にC男を、昭和42年12月30日にD女を出産した。町工場を経営していたAは、厳しいスパルタ教育をする父親であったので、Dは従順な娘に育ったが、CはAに反発し、とりわけ思春期以降は荒れて不良仲間とつきあうようになり、高校を卒業すると同時に家を出て戻らなかった。DはAの部下であったE男とAの勤めるまま平成6年4月に結婚し、DE夫妻はAの自宅兼工場と同じ敷地にAにA名義で別棟を建築してもらって住んだ。

Dの縁談がまとまった頃、久しぶりに実家に現れたCに、Aは、まともに就職してDの結婚式に出席してほしいといい、知人の会社にCの就職を世話するとともに、長男としての責任を果たすためにボーナスごとに10万円ずつ仕送りをするように約束させ、その仕送りをすれば、将来の相続において町工場をCに与えるという書面を作って渡した。Cは、Aのいうとおりに就職して、ボーナスごとの仕送りも始めた。Aはこの約束をきっかけにCがAと和解していずれ家業を継いでくれることを期待していたが、Cはその後も相変わらず素行は改まらず、平成10年6月に紹介された会社で横領事件を起こして懲戒解雇され、Aは刑事事件にならないように横領金額2000万円の穴埋めをした。Cはその後ろくに実家に顔を出すこともなかったが、年2回の10万円の仕送りだけは続けていた。

Bが平成12年に癌で亡くなったため、Aの生活は主にDが面倒を見ていた。Aは平成20年1月頃に脳出血を患って半身不随になったため、EがAの後継者となって町工場の経営を担ったほか、DE夫婦がAの財産管理をすべて行ってきた。EはAの実印もすべて預かっていたので、平成22年3月にそれを利用してDE夫婦の住む別棟をD名義にした。

死期が近くなったのを悟ったAはDE夫婦の労に報いたいと考え、「Cは私の仕事を継ごうともせず、それどころかだらしのない生活を改めようとしなかった。Cは私にまったく似ておらず、Bの昔の恋人にそっくりで、私の子とは思われない。私の財産はすべてDに相続させる」という自筆遺言遺言を作成した。

令和元年7月15日にAが亡くなった。DはAの枕元の文箱から遺言を発見したが、これをCに見せるとCが傷つくであろうと考えて抜き取って保管した。葬儀後、遺産分割協議はなかなか進まず、Cはしばしば工場に現れて「自分が跡取りだから経営者になるべきだ」と主張して、Eの経営を妨害するようになり、DE夫婦とCとの関係は非常に悪くなった。

以上の事実関係を前提にして、想定しうる当事者の主張およびその可否を論じなさい。

(なお中小企業経営に関する会社法の論点は含まないこととする。)